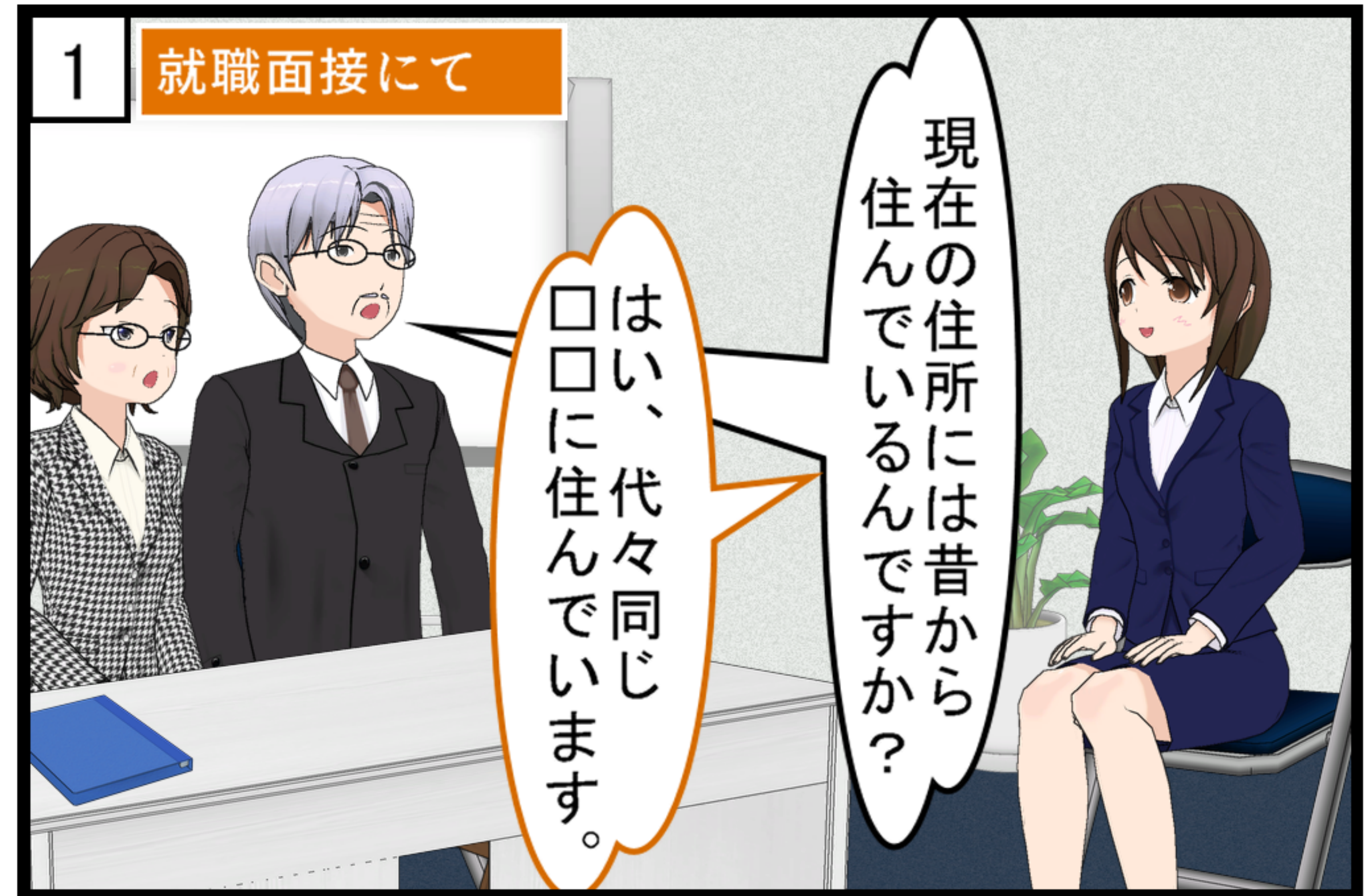


それ条例違反です



5

部落差別につながる結婚や
就職に際しての身元調査等
を見聞きした場合は、
県人権政策課までご一報ください！

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例では、
何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、
並びにその他の行為により部落差別を行っては
ならないとなっています。

また、部落差別を行った者に対し、
部落差別を行わないことを指導し、
これに従わない場合には勧告を行います。

さらに、結婚及び就職に際しての身元の調査等による
部落差別を行った県内事業者が勧告に従わない場合は、
公表を行います。

